

を「3 県立総合リハビリテーションセンター」に、「5」を「4」に、「6」を「5」に、「7」を「6」に、「8」を「7」に、「9」を「8」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の信濃学園の項及び西駒郷地域生活支援センターの項を削り、同表の食肉衛生検査所の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は食鳥検査」を削る。

別表第2の中

12	144 36	を	9	108 36	に改める。
9	108 36				

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第5条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「総務参事」を

「総務参事 医療政策監」に、「飯田保健福祉事務所長」

を「伊那保健福祉事務所長 飯田保健福祉事務所長 松本保健福祉事務所長 福祉大学校長」に、

「福祉大学校長 児童相談所長」を「児童相談所長」に、

「諏訪湖健康学園長 男女共同参画センター所長 信濃学園長」を

「男女共同参画センター所長」に、「飯田保健福祉事務所長

以外」を「伊那保健福祉事務所長、飯田保健福祉事務所長及び松本保健福祉事務所長以外」に、

「保健医監」を「保健医監 こども安全推進医監」に改

め、「及び更生相談室長」を削り、

「工科短期大学校の副校長及び事務局長 松本技術専門校副校長」を

「工科短期大学校の副校長及び事務局長」に、

「公衆衛生専門学校教頭 須坂看護専門学校副校長」を

「公衆衛生専門学校教頭」に改め、「及び北信支場の部長」

を削り、同アの教育委員会の事務局及び教育機関の項中

「総合教育センター所長」を「総合教育センター所長 県立長野図書館長」

に、「県立長野図書館長 歴史館副館長」を「歴史館副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条中給料の調整額に関する規則別表第1の西駒郷地域生活支援センターの項を削る改正規定及び同表の食肉衛生検査所の項の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関

長野県組織規則に定める本庁内部部局又は現地機関における兼務に関する規程(平成20年長野県訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の1の項中「企画貿易係長」を「企画経理係長」に改め、同表の3の項中「NPO活動推進室」を「県民協働・NPO課」に、「企画貿易係長」を「企画経理係長」に改め、同表の5の項中「NPO活動推進室」を「県民協働・NPO課」に、

「商工労働部 労働雇用課 勤労者支援係長」を

「商工労働部 労働雇用課 勤労者支援係長 観光部 国際課 多文化共生係長」に改める。

人事課

長野県訓令第4号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免(昭和39年長野県訓令第28号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1中「福祉大学校事務長」を「福祉大学校事務長 精神保

健福センター次長」に改め、本則の2中「女性相談センター 諏訪湖健康学園 信濃学園」を「波田学院 女性相談センター」に、「野菜花き試験場佐久支場 野菜花き試験場北信支場」を「野菜花き試験場佐久支場」に改める。

人事課

長野県訓令第5号

本庁内部部局

現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部守一

別表第3の1の企画部の項中

「 交通政策課	交 を
「 交通政策課 交通政策課並行在来線対策室	交 交並 に、
「 生活文化課NPO活動推進室	生N を
「 県民協働・NPO課 次世代サポート課	県N 次サ に改め、同

1の総務部の項中 「 | 広報課

「 広報県民課	に、
「 行政改革課地方税共同化準備室	を
「 行政改革課地方分権推進室	に改め、同 1の環境部
の項中 「 環境政策課	環政 を

環境政策課

環境政策課 温暖化対策課

1の観光部の項中

国際課

観光振興課国際観光推進室

国際課

1の林務部の項中

信州の木振興課

信州の木振興課

信州の木振興課県産材利用推進室

2中 「 | 諏訪湖健康学園

男女共同参画センター

信濃学園

「 男女共同参画センター	男女セ に、
「 野菜花き試験場北信支場 畜産試験場	野試北 畜試 を
「 畜産試験場	畜試 に改める。

情報公開・私学課

長野県訓令第6号

本庁内部部局

現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則第2項中「規則」の次に「第4条の7第3項、」を加える。

別表第1の企画部の項中「男女共同参画係 多文化共生係」を「男女共同参画係」に、「交通安全対策係 青少年健全育成係」を「交通安全対策係」に改め、同表の総務部の項中

「 | 広報課 広報係 広聴係

「 | 広報県民課 広報係 県民の声係

め、同表の健康福祉部の項中「保育係 ひとり親支援係」を「こども福祉係 保育・ひとり親係」に改め、同表の環境部の項中

「 | 環境政策課 総務係 企画経理係 溫暖化防止係

「 | 環境政策課 総務係 企画経理係 環境審査係

に、
温
暖
化
對
策
課
温
暖
化
對
策
課
自然保護係 環境審査係」を「自然保護係」に改め、同表の商工労働部の項中「企画貿易係 商業・団体係」を「企画経理係 産業誘致係」に、「産業誘致係 経営支援係」を「経営支援係」に改め、同表の観光部の項中「国際交流推進係」を「国際交流推進係 多文化共生係」に改め、同表の林務部の項中「経営普及係 県産材振興係」を「経営普及係」に改める。

別表第2の企画部の項を次のように改める。

企画部	並行在来線対策室	経営計画係 業務調整係
	消費生活室	企画指導係 相談啓発係

別表第3の会計局の項中「出納決算係」を「出納決算係 システム開発係」に改める。

別表第4の佐久地方事務所の項及び上伊那地方事務所の項中

商工観光課	振興係 工業係
建築課	建築係 住宅係

「商工観光課 振興係 工業係」に改

める。

行政改革課

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行します。

平成23年3月31日

長野県教育委員会教育長

別表第5の(2)中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

教育総務課